

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成25年9月25日(水) 午前9時30分から12時10分
2. 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 第3委員会室

3. 出席委員 (18人)

会長	1番	鎌田 秀久	君
会長職務代理者	2番	牧 潤三	君
委員	3番	中島 則雄	君
	4番	川畠 孝博	君
	5番	永野 真佐子	君
	6番	永綱 忠美	君
	7番	岩川 直隆	君
	8番	牧 優作郎	君
	9番	日高 清明	君
	10番	備 邦雄	君
	11番	神宮司 守昭	君
	12番	西橋 豊啓	君
	13番	白川 満秀	君
	14番	渡邊 祥太郎	君
	16番	大角 利夫	君
	17番	内田 政人	君
	19番	岩川 孝行	君
	20番	田中 武浩	君

4. 欠席委員 (0人)

欠席者

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第24号 農用地利用集積計画について
議案第25号 農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について
議案第26号 非農地証明願について
議案第27号 耕作放棄地についての農地・非農地判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩川 滉男
係長 川東 卓磨
主事 泊 雄貴
相談員 西田 博隆

7, 概要
事務局

皆さんおはようございます。ただ今より平成 25 年度第 6 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員憲章朗唱は 9 番委員にお願い致します。

憲章朗唱（9 番委員）

お座り下さい。
会長あいさつ。

会長

皆さんおはようございます。

台風 20 号もちょっと屋久島を嫌った形で、それてくれて助かっているところでございます。猛暑・異常気象の連続と言わされました今年の夏も過ぎていまして、秋の気配が濃くなっているところでございますが、私ども農業委員会活動も農地の利用状況調査等を積極的にやっていく時期を迎えております。皆さんも新聞等の情報で承知しているかと思いますが、私どもの活動の実績がこれからある中間管理機構なり、あるいは日本型直接支払いの基礎資料になるといわれております。それと同時に事務局が抱えております農地基本台帳が法定化されるという話も聞こえてきております。私どもの活動が経済界あるいは規制改革会議には、どうも目に見えないということで評価が低くなっているんですが、私どもは確実な活動を示して、それらの誤った見方を是正していく必要があるんじゃないかなと感じている次第でございます。

本日も農地・非農地の判断まで皆さんのご意見を伺うことになっております。よろしくお願ひいたします。

本日の会議録署名委員を 19 番委員・20 番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

報告第 5 号・農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第 5 号・農地法第 18 条第 6 桂の規定による合意解約について次のとおり合意解約の報告があったので報告します。

整理番号 4 番。権利の種類：賃貸借権。契約内容：経営基盤法。賃貸借人：借人・[REDACTED]、貸人・[REDACTED]。土地の所在：[REDACTED]、畠、[REDACTED]m²。賃借期間：平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日から平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日までの [REDACTED] 年間でした。解約の理由：合意解約。賃貸借の解約を申し入れた日：平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日。賃貸借の合意解約の合意が成立した日：平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日。賃貸借の合意による解約をした日：平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日。土地の引き渡し時期：平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日。

8 月にこの近くの現地調査を行ったときに体調が優れないという話を聞いておったんですが、その後貸人の方も農地を売りたいということで利害関係が一致し合意解約に至ったと思われます。この申請地はこの後、3 条申請があがってきております。以上です。

会長

ただいまの案件、報告案件でございますが、皆さん方からご質問などございますか。

（「ありません。」の声あり）

それでは、このようなことでご理解をお願いいたします。

続きまして議案第 23 号・農地法第 3 条の許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第 23 号・農地法第 3 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があつたので議決を求める。

整理番号 8 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人・[REDACTED]、譲渡人・[REDACTED]。土地の所在：[REDACTED]、畠、[REDACTED]m²。農用地区域内です。利用状況：一般畠。営農計画及び耕作期間：サトウキビが 1 月から 12 月、ガジュツが 1 月から 12 月。事由：新規就農。したがつて所有面積はございません。申請人の経験年数は 8 年。農機具の保有状況といたしまして刈払機が 1 、耕運機が 1 です。非耕作地はありません。周辺地域との関係につきまして『特に問題ないと思います。』ということです。地域との役割分担について『集落の共同作業等に全面的に参加します。』ということです。

申請人は新規就農者です。今年の [REDACTED] 月 [REDACTED] 日に転入しております。健康状態も良いようで申請を拒む理由はございません。したがいまして農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。以上です。

会長

整理番号 8 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

譲受人は [REDACTED] を行つたり来たりしているようですが、屋久島に農地を借りましてミカンを 1 反歩弱栽培しております。農業は本人の憧れだということで、今回農地を買いたいということです。サトウキビとガジュツということで 3 反歩 3 敝、大きな畠です。6 ページに写真がございます。畠の 1 / 3 は畔になっておりますが、ガジュツが植わっております。これについては、収穫が終わってからで良いという話がされているようです。本人は刈払機と耕運機を持っておりまして、屋久島にいるときはほとんど畠に出ていているということでしたので、やる気があるので良いのではないかと思っております。以上です。

○番（農業委員）

[REDACTED] さんとはお電話ですが、話をさせていただきました。年齢が [REDACTED] 歳で新規就農ということですので心配していたんですけども、同級生がたくさんいらっしゃるようで、後々はその同級生たちとグループを作つてサトウキビの砂糖を作つてみたいという話をしておりました。サトウキビは販売する計画も出ているので『どうするのですか。』とお聞きしましたら『昔から作りよったからね。』とおっしゃって、同級生の中に製糖工場に勤めていらっしゃった方がおられるそうです。この土地は借人の体調不良と貸人が高齢だということで解約されましたので、このお話をなければ耕作放棄地になる可能性が高い場所ですので、[REDACTED] さんが耕作してくだされば、大変良いことではないかと思っております。

会長

整理番号 8 番について皆さん方からご質問等ございませんか。

○番（農業委員）

製糖ということですが、三十数年前に砂糖を作つていた工場がありますけども、稼働できるんでしょうかね。

機械がないと砂糖はできませんからね。[REDACTED] と [REDACTED] で砂糖を作つておりますけども、そこを貸してもらえればできないこともないでしようけどね。[REDACTED] ではちょっと無理じゃないかと思います。

○番（農業委員）

心配な点が 2 ・ 3 あります。高齢で新規就農ということ。ここら辺がすっきりしない。耕作についてもサトウキビとガジュツとなつておりますが、サトウキビの販売は先が見えない。ということも含めて懸念いたします。

○番（農業委員）

年齢については [REDACTED] 歳でも元気な人は元気ですから、新規就農でも問題ないと思うんですが、サトウキビについては苗の問題、製糖の問題。[REDACTED] と [REDACTED] にあるということですので、連携が取れればできるかなと

○番（農業委員）	思いますので私は意義はありません。
会長	他の皆さんいかがでしょう。
○番（農業委員）	ガジュツとサトウキビというのは就農した後の話であって、■さん は■歳で、ここが非農地となるのは目に見えているわけです。本人たちの努力次第で変わってくると思うんで、やる気のある人が解消してくれるんだったら、良いことではないかと私は思います。
会長	整理番号8番については意見が分かれているようですので採決に入 ってよろしいでしょうか。 (「はい。」の声あり)
	それでは整理番号8番について許可することに賛成の皆さんは挙手 をお願いします。
	ありがとうございます。賛成16でございます。よって整理番号8番 は許可することに決定いたします。
	続きまして議案第24号・農用地利用集積計画についてです。整理番 号12番から18番までございますが、いずれも請人が同一でございます ので一括審議を進めてまいります。
事務局	議案第24号・農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進 法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画について議決を 求める。
	整理番号12番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借権設定。 申請人：借人・■ 代表取締役 ■、貸 人・■。土地の所在：■、畝、■ m ² 。農用地区域内です。作物：茶。契約期間：平成■年■月■日から 平成■年■月■日までの■年間。借料：年間■円です。利用権の 設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：茶・ タンカン。新規ですので所有地はありません。従事日数：300日。農機 具等の保有状況といたしまして、荒茶工場・■、軽トラック・■、2t トラック・■、乗用摘採機・■、冷凍冷蔵庫・■、動噴・■です。 備考欄にパックシール機・■、60kgライン工場ということです。
	整理番号13番。権利の種類・契約内容・借人は同一です。貸人・■ ■。土地の所在：■、畝、■m ² 。 農用地区域内です。作物：茶。契約期間も同一です。借料：年間■円です。
	整理番号14番。権利の種類・契約内容・借人は同一です。貸人・■ ■。土地の所在：■、畝、■m ² 。農用 地区域内です。作物：茶。契約期も同一です。借料：年間■円です。
	整理番号15番。権利の種類・契約内容・借人は同一です。貸人・■ ■。土地の所在：■、畝、■m ² 。 農用地区域内です。作物：茶。契約期間も同一です。借料：年間■円です。
	整理番号16番。権利の種類・契約内容・借人は同一です。貸人・■ ■。土地の所在：■、畝、■m ² 。農 用地区域内です。作物：茶。契約期間は同一です。借料：年間■円 です。
	整理番号17番。権利の種類・契約内容・借人は同一です。貸人・■ ■。土地の所在：■、他1筆。地目：畝。 2筆の合計面積が■m ² 。農用地区域内です。作物：茶。契約期間は 同一です。借料：年間■円と■円です。
	整理番号18番。権利の種類・契約内容・借人は同一です。貸人・■ ■。土地の所在：■、畝、■m ² 。農用

事務局	地区域内です。作物：茶。契約期間も同一です。借料：年間 [] 円です。 借受人は農業法人でありその前身は個人の認定農業者であります。今回法人の設立をして国の6次産業化等の補助金を利用して経営のさらなる拡大を図ろうとするものです。経営面積は6haほどあるかと思いますが今回正式に契約できるものを提出しております。今後は農業生産法人としての意識を持ち順次整理をしていくものと信じております。
会長	したがいまして農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたします。以上です。
○番（農業委員）	審議にはいりますが、[] 委員は申請の当事者でございますので農業委員会法の規定により退席をお願いいたします。
○番（農業委員）	([] 番委員 退席)
○番（農業委員）	整理番号12番から18番について隣接委員のご意見をお願いいたします。
○番（農業委員）	皆さんご存知のように [] をしておりますが、[] ということで登録したということです。賃貸も確実になされていないということで [] 月 [] 日から [] 年間、正式に契約するということです。特に問題はないと思います。
○番（農業委員）	私も工場に私用でちょこちょこ行くんですが、[]さんのところは息子さん2人が経営に参加しております。本人もまだ [] 歳と若いですし、まだまだやれると思います。
○番（農業委員）	貸人についてもほとんど高齢者ですが、申請地について成木であるのかどうか。
○番（農業委員）	1番茶、2番茶が採れる成木です。木は良いものです。
○番（農業委員）	事務局から経営面積が6町歩ほどということなんですけども、書類では経営面積が0ですよね。
会長	この意味は、今回の受人は [] 。6町歩というのは個人 []さんの経営面積ということです。ですが、農業委員会でその6町歩の証明ができるかといえばできません。本来株式会社を設立して、そこに直すわけですから、まず第3者の土地よりも自分の農地を会社に貸し借りなり所有権を移すなりが当たり前なのかなと思いますけど、今回は第3者からの賃貸借分だけが出てきているところです。
○番（農業委員）	[] さんについては、早くから事務局が整理を伝えてきたところなんですが、なかなか進まずに今回に至っております。
○番（農業委員）	[] ですよね。契約が [] 年ですけども、これは貸手が高齢者だからということでしょうかね。普通永年作物の場合は [] 年が妥当じゃないかと思いますけど。
会長	の方から提案なんですが、内容について相談を受けた委員さんもいらっしゃらないということですので、ここで5分ほど休憩をして当事者に、皆さん聞きたいことを聞いてみたらどうかと思うんですが、どうでしょう。
	(「良いです。」の声あり)
	([] 番委員 着席)
	整理番号12番から18番まで、皆さん方からご質問等ございますか。

○番（農業委員）	契約が■年ですよ。ここはすでに収穫されているんですか。
○番（農業委員）	もう20年くらい栽培しています。
○番（農業委員）	ここには8反歩くらいしか上がってないんですけど、■さんの個人的な土地についての契約というのは、何も無しでヤミでということですか。
○番（農業委員）	そういうわけじゃないんですけど、地主が■の人が■くらい、もう所有者もわからないというところもあります。 僕個人の問題だけではなく、集落や町が、使い勝手の良いように規則を変えていく必要があると、僕は思います。
○番（農業委員）	■さんの個人の所有地はどれくらいあるんですか。
○番（農業委員）	僕に直ってないですけど、親父の名義のものが■反くらい。
○番（農業委員）	■さんの土地についてはお父さんの名義であるとか、■の方が地主であるとか、今の法律でいけば相続というのはそう簡単に変えられるもんじやない。国・県が6次産業を盛んに言っているわけなんですけども、これは取り組み方がなかなか難しいと思っています。そこを■さんが『やろう』と言っているわけですから、これからお父さんの土地については相続ができるだろうと思いますし、全てを法人化するにあたって整理する。補助事業にはいろいろな制約もついてきますので、今回は個人を法人に変えてやるということですから、入れられる分は隨時入れていくということなんでしょう。
会長	(■番委員 退席)
	整理番号12番から18番まで皆さん方のご意見をお願いします。
○番（農業委員）	個人経営を法人化して、いろいろな事業等も模索しながらしていこうという段階だと思います。その中で今日上がっている総面積は少ないと私は思いますが、相続関係は簡単にいかないという問題はありますけども、今日のこの案件については私は意義ありません。
	ただ、■年間という期間も貸人も高齢者が多くこれで良いんじゃないかと思います。■さんには残りの土地で相続ができる分については随時法人の方に直してほしいというようなこと、また後継者もいるということですので異議ありません。
○番（農業委員）	今まで個人で借りていたいわゆるヤミ小作ですが、法人化するために、このようにできることから集約していくということですから問題ないんじゃないかなと思います。
○番（農業委員）	農業をやろうとすれば旧上屋久は■しかないわけです。我々も積極的に支援していかなければならぬわけです。ただ法人化した場合の資金面はどうなんですか。
会長	この資金を具体的に何で充てるかはわかつておりませんが、今朝この法人の定款をのぞいたところ、資本金■万円、出資可能額■万円までということで決裁いたしました。
	とりあえずは、この案件についてこの株式会社が農業生産法人として適合しているかどうかということになろうかと思うんですが、構成員は3名で内2人は■に在住しておりますので要件は満たすんではないかと私は判断しているところです。
	資金関係については、今度は、何をするための資金というのを明確に

会長	額が出されてくれれば、個人とは違って融資額も億単位の融資が受けられると思います。要は借りる際の経営改善計画書が、それに見合っているかどうかということです。
○番（農業委員）	補助事業を受けてやるとなれば、自己資金は何も問題ないんですよ。補助事業の導入を受けるとなれば、耕作面積も約 [] くらいありますけど、今日出てきたのは実質 1/10 くらいでしょ。そこらあたりが、事業の中身の中でひっかかると思います。[] を植えて 20 年以上経って、成木であると。[] さんのものでも、地権者は誰かわからないと。補助事業の認可の問題が出てくると思いますので、可能なものは全て法人の方に変えていかないと。
会長	それでは意見が出しつくされたようですが、整理番号 12 番から 18 番まで計画を認めることにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり）
	（[] 番委員 着席）
	それではただ今の審議について結果だけご報告いたします。 整理番号 12 番から 18 番までの計画を認めることに決定いたしました。 整理の出来ていない農地について随時整理をしていくようにという、皆さんからのご意見です。
	続きまして議案第 25 号・農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 25 号・農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項に基づき意見を求める。 整理番号 6 番。変更区分：農用地除外。申請人：[] 土地の所在：[] 、畠、 [] m ² のうち [] m ² 利用状況：不耕作地。農用地区域内。変更理由『[] 携帯電話の屋久島町 [] 地区のサービスで災害時等の停電時に備えて、蓄電池設備等を設置して安定的なサービスを提供するため。』ということです。変更目的及び事業計画：蓄電池等施設が [] m ² です。工事計画：許可日から 1 か月。資金計画：自己資金が [] 万円です。 申請地は [] 近くの県道から山手側に約 [] m ほど行った農道に位置し、周辺は果樹園が多く 10ha 以上の農地のまとまりがあり、第 1 種農地に該当すると思います。この申請地を耕作していた人は現在入院中で、耕作されておりません。転用面積の小さいことから農地への影響も少ないとや公益性の高い土地収用法に関する事業であり、農用地除外はやむを得ないと考えます。以上です。
会長	整理番号 6 番について担当委員のご意見をお願いします。
○番（農業委員）	13 ページに図面があります。14 ページに現在の塔の写真があります。私としては問題ないと思っております。以上です。
会長	整理番号 6 番について、皆さん方からご意見・ご質問等ございませんか。
○番（農業委員）	塔の管理は誰がするんですかね。私の集落にも 3 つ建っておりますが、周辺は荒れ放題。この管理が集落にとって、大きな問題なんですが。

○番（農業委員）

■さんが言うのは、以前はある程度の面積で上がって、柵で囲って
というのが■あたりにもあります。柵で囲った内側の管理は誰がして
いるのかということだと思うんですが、■では恐らく委託業者だと思
うんですが、時々やっているようです。

会長

この小さい面積の周りの管理は地主さんがいらっしゃるはずですか
ら、地主さんが適正に管理する義務があります。

他にご意見ございますか。

（「ありません。」の声あり）

ご意見がなければ、この申請についてやむを得ないということで認め
ることでよろしゅうございますか。

（「はい。」の声あり）

続きまして 15 ページ。非農地証明願について事務局から説明をお
願いします。

事務局

議案第 26 号・非農地証明願について、次のとおり非農地証明願いが
あつたので議決を求める。

整理番号 14 番。申請人：■。土地の所在：■
■、畠、■m²。第 2 種農地、都市計画区域内です。非農
地に至った理由ならびに現在の管理状況：『申請地は兄が昭和 ■年 ■月
■日に倉庫を建築するため転用許可を受け取得した農地であるが、工
事完了後、現況証明願いを出し忘れていたために地目が変わらずに残つ
ている。現在は倉庫はなくなり、雑木が生い茂っている。』とい
うことです。

申請地は■から海岸寄りに約 ■m ほど行った道路沿いに
あり周囲は宅地化され、申請地は雑木が生い茂っております。昭和 ■
年に倉庫建築のため農地法第 5 条の許可を得て、その後時効取得により
所有権を移転しているなど、不透明な動きがありますが転用許可後 20
年以上が経過し、現状から判断すると非農地とすることはやむを得ない
と思います。以上です。

会長

整理番号 14 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

17 ページの写真をお願いします。申請地の下に白い屋根が見えます
けども、ここが■さんの自宅です。18 ページの写真を見てもらえば
わかると思うんですけど、住宅地の中に畠として残っている場所です。
大きな雑木があります。1 人者のお兄さんが亡くなりまして、申請
人が引き継いだ形なんですが、ここを畠として残しても耕作される可
能性は 0 です。非農地として認めていただきたいと思っております。

会長

皆さん方からご意見、いかがでしょう。

（「異議ありません。」の声あり）

ご意見ないということでございます。整理番号 14 番について非農地
として認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 14 番を非農地とすることに決定いたします。

続きまして整理番号 15 番。

事務局

整理番号 15 番。申請人：■ 代表取締役 ■
■。土地の所在：■、畠、■m²。第 2 種農地、
都市計画区域内です。非農地に至った理由ならびに現在の耕作状況とい
たしまして『平成 ■年 ■月に県道用地提供のため、■番 ■から分筆
され、傾斜地だけの土地となり、耕作不可能となった。以後 21 年間農

事務局	地として使用できず、復元することも困難なため現在まで非農地状態となっている。』ということです。 申請地は原集落東の県道沿いに位置し、県道の買収残地で面積も小さく傾斜地で、現況は原野でございます。平成■年に駐車場用地として農地法第5条の転用許可を受けておりますが、名義のみ変更して、そのままになっていたようです。転用許可から20年以上経過し、非農地証明発行の留意点3・原野についての記述の中に農地に復元することが困難であり、『復元しても農地として活用する利益に乏しいと判断される場合は、この限りではない。』とありますので、周辺に他に農地もなく、非農地にすることにより周囲に影響もないと思われ、非農地とすることはやむを得ないと思います。以上です。
会長	整理番号15番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農業委員）	20ページの航空写真を見ていただきたいと思います。■集落の■ですが、■のところに申請地とあります。説明のとおり、県道用地としてとられまして残地が■m ² あります。傾斜地です。砂利も非常に多くございまして、農地としては使えない状況でございます。非農地としてやむを得ないと判断いたしております。以上です。
会長	皆さんからのご意見いかがでしょう。
○番（農業委員）	今回の場合は申請面積も■m ² ということですが、図面を見てもここに残っていること自体が問題ですので異議はありません。
会長	他の皆さんいかがでしょう。 (「異議ありません。」の声あり) 異議なしの声が多数ございます。 整理番号15番について非農地として認めることにご異議ございませんか。 (「はい。」の声あり)
事務局	続いて別冊です。議案第27号・耕作放棄地についての農地・非農地判断について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第27号・耕作放棄地についての農地・非農地判断について「耕作放棄地全体調査要領」(平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知)に基づき把握された耕作放棄地について、平成25年4月26日付け屋農第111号により屋久島町長から農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について(平成20年4月15日付け19経営第7907号農林水産省経営局長通知)により大字志戸子地区の現地調査を実施したので同通知2の2に基づき農地に該当するか否かの判断の議決を求めます。
会長	次のページに現地調査の詳細ということで、調査年月日が平成25年7月10日。調査員が農業委員の■さん、事務局の川東、農地相談員の西田で現地調査をしております。
会長	調査をした筆数が411筆・206,997m ² 。そのうち非農地判断した筆数が304筆・173,450m ² 、非農地と判断しなかったのが107筆・33,547m ² となっております。非農地と判断しなかった内訳はお目通しください。以上でございます。
会長	全体の調査結果がお手元の資料に載っているんですが、調査に行かれているいろんなことを感じたと思うんですが、担当者から皆さんに説明をしておくこと、お知らせしておいた方が良いことがございましたら、お願ひいたします。

○番（農業委員）	ここで畑をしていたと、記憶に無いくらいの土地がほとんどでした。「なんで農地として残っているんだ。」と思うようなところばかりでした。以上です。
会長	この所有者指名と名義人が違うというのは、いわゆる相続未登記と呼ばれる農地なんですね。相続未登記というのが全国でも結構問題になつてきているんですが、地方に行けば行くほど相続未登記というのは多いんではないかと思っています。これが先般東京の農業委員会会長会に行ったときに■■■先生の方も『今の状態では、50年したらどこが誰のかわからなくなるなあ。』という意見も出たくらいで、国会議員の方も、そのことは把握していると感じたところです。
事務局	私も一緒に回ったんですけど、■■■集落は外周を立派なサル栅で囲っているんですね。ところが回ると管理が全然されていない。さらに外側に2重にフェンスをしているところもありますし、内には個人的に網を張っているところもあるし。なんでこんなもったいないことに。こんなに立派にされているのに、管理が全くされていません。中山間で事業がされているのにですね。
○番（農業委員）	それはおかしいですよね。中山間で畑ではなく、山林を囲ったのかというような状態ですよね。もったいないですよね。
○番（農業委員）	■■■の土地はきれいに整備されているわけですから、遊休地の解消をしようと思えばいつでもできるわけです。新規就農者でもおれば、すぐに解消されるわけです。草を払って、トラクターを入れれば。整備されているんですから。将来、遊休地の解消に向けて考えていいですか。
○番（農業委員）	確かにおっしゃる通りで、草を払えばできると思います。ですが、それで食える作物があるんだろうか。若い新規就農者を入れたりしても。そこまで考えるとすごく難しいところです。それに地域差もあります。『うちは漁業の町だから、畑までは。』という人もおります。
○番（農業委員）	うちの地域に関しては、区長も農業は一切やりません。まったく関係ないと。新規就農者を受け入れましたが、年間に150万円の助成をもらっている。私は言いました。『あんたは最低でも月に15万の給料をもらっているわけですよ。』生産して販売したものは全部自分のものになるんです。あとは本人のやる気次第。本人は納得してやっております。月に最低15万はもらえるんだから、それで十分だと思います。
○番（農業委員）	今、上屋久に新規就農者として助成を受けている方がおられるんですか。
会長	2人おります。もう1人は口永良部ですけど。
○番（農業委員）	それで食えていいけるのかというのが問題ですよ。茶はなんとかなるんですけど、他の作物でやつていけるんだろうかと思うわけです。私がはっきり勧められないのは「頑張れば100万・200万300万と上げられるんだが。」と、なかなかそこに持つていけないんじゃないかなと思ってるところがありますね。
○番（農業委員）	農業で食べていいけるだけの収入を上げられるのか。上げられなければ長続きしませんし。
○番（農業委員）	屋久島と言っても、永田から栗生まで地域の差がはっきりあるわけですが、新規就農として入ってもはたして継続できるのかと。計画は立ててありますけど、そろそろうまく計画通りにはと心配もありますし。

○番（農業委員）

ですが、ここで問題なのは所有者・名義人・代納者と、ほとんど名前が違う、相続登記されていないということで、農地だろうが非農地だろうが、簡単に売買もできない状況を考えますと、以前旧屋久で入会林野事業をやって、■■も1000筆からやりましたけど、1筆もできないのはなかった。今は厳しくなっていると聞いておりますけど、名義人の実印の印鑑証明がいらなくてできた事業なんですけど。

土地を持っていても、ご主人はなくなった、奥さんはいる。兄弟もいるという中で、なかなか難しいですよね。

会長

今ありましたように、この地区については立派なサル柵・シカ柵で囲われていながら放棄されているということですが、最初は多分『シカやサルの害があるんで農業ができない。』という地域の声があつて、『柵を作ってくれたら、やるよ。』というのが地域の声としてあって、作ったんですよ。公費を投入しておりますので、このサル柵・シカ柵内は有効利用しなければいけない義務があります。農業委員さんはそのように働きかけをするのが役目です。そのように皆さんで改めて確認をしていきましょう。

他の地域の皆さんは詳細まではわからないと思いますが、この調査をした結果についても非農地として該当しなかったところ、あるいは農地として有効利用されているところもあるようです。この結果について皆さんに承認をしていただく、議決をしていただくということですがいかがでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

それでは、この調査報告のとおり認めることに決定いたします。

事務局

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第6回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（12時10分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

19番

20番

平成25年9月25日

屋久島町農業委員会会長 鎌田秀久